

マージン率等の情報提供について

2025 年 3 月 31 日

明成通信株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおりお知らせいたします。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| ① 派遣労働者数（2025 年 3 月 31 日時点の雇用者数） | 1 4 人 |
| ② 2024 年度 派遣先事業所数（実数） | 5 事業所 |
| ③ 2024 年度 派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算） | 3 0, 0 3 8 円 |
| ④ 2024 年度 派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算） | 2 2, 2 6 7 円 |
| ⑤ 2024 年度 マージン率 | 2 5. 9 % |

注 1) マージン率の算出方法

マージン率＝（労働者派遣に関する料金の額－派遣労働者の賃金の額）／労働者派遣に関する料金の額

※マージン率の算定に際し、社会保険、労働保険、一般経費等の会社負担費用は含みません。

従いまして、マージン率＝会社利益とはなりません。

※マージンには、弊社が負担する社会保険料（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）、法福利厚生費（有給休暇、健康診断等）、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含まれます。

- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
当該労使協定の有効期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日